

国立大学法人東京農工大学安全衛生委員会細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学安全衛生委員会細則を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第6条 委員会の事務は、<u>人事チーム</u>が関係部局の協力を得て処理する。</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第6条 委員会の事務は、<u>府中地区事務部総務室及び小金井地区事務部総務室</u>が関係部局の協力を得て処理する。</p> <p>第7条 (略)</p>	

附 則 (24 細則第 2 号)

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。